

香川県条例第18号

風致地区内における建築等の規制に関する条例及び香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例
 (風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第1条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年香川県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(行為の制限) 第2条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="185 1225 1066 1447"> <tr> <td>1～21 略</td> </tr> <tr> <td>22 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)</u> 第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</td> </tr> <tr> <td>23～26 略</td> </tr> </table>	1～21 略	22 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)</u> 第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為	23～26 略	<p>(行為の制限) 第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。 (1)～(7) 略</p> <p>2 国の機関、都道府県、市(都の特別区を含む。)、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和44年政令第317号)の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務の全部を処理する町村又は規則で定める独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。</p> <p>3 別表第1に掲げる行為については、第1項の許可を受け、又は前項の協議をすることを要しない。この場合において、その行為をしようとする者は、あらかじめ知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1171 1225 2051 1447"> <tr> <td>1～21 略</td> </tr> <tr> <td>22 <u>漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)</u>第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</td> </tr> <tr> <td>23～26 略</td> </tr> </table>	1～21 略	22 <u>漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)</u> 第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為	23～26 略
1～21 略							
22 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)</u> 第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為							
23～26 略							
1～21 略							
22 <u>漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)</u> 第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為							
23～26 略							

27 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び同項第14号に規定する発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
28～34 略

27 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
28～34 略

（香川県一般海域管理条例の一部改正）

第2条 香川県一般海域管理条例（平成12年香川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 略</p> <p>（1）<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域</p> <p>（2）・（3） 略</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域を除く海域をいう。</p> <p>（1）<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域</p> <p>（2）・（3） 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。